

常設保育園・へき地保育所 入園(所)児童募集

町では、4月1日から常設保育園とへき地保育所に入園(所)する児童を募集します。

●**入園(所)対象**／常設保育園は1歳以上、へき地保育所(ひしのみ、沼幌、阿歴内)は原則2歳以上で、その家族が次の基準に該当し、同居の親族などがその児童を保育することができないと認められる場合

●**※みどり保育園**では0歳児保育を実施しています。

- 入園(所)基準**／
 - ① 昼間自宅で常に働いている。
 - ② 昼間に外で働いている。
 - ③ 妊娠・出産のため、その児童の保育ができない場合。(出産予定日の前後2カ月程度)
 - ④ 病气やけがをしているまたは精神的もしくは身体的に障がいがある。
 - ⑤ 長期にわたり同居の親族の介護をしている。
 - ⑥ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたって

(家計の主宰者である場合に限る)の前年度町民税、前年分所得税に基づき年齢に応じて決定されます。

●**保育時間**

- ★常設保育園**
 - 通常保育：午前8時～午後5時30分
 - 早期保育：午前7～8時
 - 延長保育：午後5時30分～6時
- ★へき地保育所**
 - 通常保育：午前8時30分～午後4時30分
 - 早期保育：午前7～8時30分

●**★受付期間**／常設は2月1日(月)～22日(月)、へき地は2月1日(月)～15日(月)

●**★常設保育園**では、早期保育・延長保育の申請を受け付けています。また、ひしのみ保育園では、早期保育に限り受付しています。

●**★受付場所**／役場住民課 福祉係、各公民館、各常設保育園・へき地保育所

●**★問い合わせ**／役場住民課 社会福祉係(1階②番窓口)

☎48512111内線122



まちづくり ポスト

◆**Q**／要介護認定を得られるのは、掃除、洗濯、食事の準備すべて介護ヘルパーが入らなければ認可されない規則でしょうか。知人で85歳の一人暮らしをしている方ですが、腰が曲がり、それに伴う足の痛みなどで歩行も非常に困難な状態です。それでも本人は、「使わなければ身体全体が弱り頭も駄目になる」との気持ちで自分のことはすべて自分でやっていきます。この頑張りや努力には只々感心と尊敬の気持ちです。週1回の買い物と通院は、すべてハイヤーを利用。月1回程度の釧路の病院通いが大変とのこと。保健師にも来ていただいたそうですが条件が揃わないので許可されなかつたそうです。足の不自由な方には、健常者には分からない苦労と悩みがあり、乗り物と階段の乗降が大変のようです。せめて、町外への通院の時に介護の車の利用を認めていただけませんか。他にも同じような方がいると思います。足の悪い方も住みやすい町になるよう、最善の方法をお願いします。

◆**A**／要介護認定は、申請があった後に、次のとおり調査や判定が行われ、大きく3つの結果に分けられます。初めて申請される方は、地域包括支援センターの職員がお伺いし、それぞれの結果でどのようなサービスの利用や支援を受けることができるか、本人や家族と話し合いをさせていただきます。非該当とさせていただいています。非該当となった場合でも連絡をとりながら、健康教室や予防教室の案内をし、身体能力や生活能力に低下があれば、再度申請を勧めることもあります。

◆**Q**／「福祉ハイヤー」があります。福祉ハイヤーは介護保険制度によるものではなく、道路運送法により許可を受けており、「介護認定を受けた者、身体障害者手帳の交付を受けた者、何らかの障害により歩行困難な者」が利用対象者となります。町内にも福祉ハイヤーを運営している事業所がありますので、利用の可否など詳しくは事業所へお尋ねください。

◆**Q**／「福祉ハイヤー」でも対応できない状況(寝たきりで車椅子にも乗れないなど)の方には、町の福祉車両で移送サービスを実施しています。

◆**Q**／指摘の最後に、「足の悪い人にも(すべての人にとつて)住みよい町になるよう、最善の方法をお願いします」とありましたが、各関係機関の協力を得ながら、町のすべての方々と共に住みよいまちづくりを考えていきたいと思っておりますので、これからいろいろのご意見をお寄せください。

【住民課介護保険係】

◆**Q**／しかし、介護保険制度は「本人の尊厳を損なわない」ように実施することとなっております。

一時保育利用児童募集

町では、4月1日から一時保育を利用する児童を募集します。

前年分所得税に基づき年齢に応じて決定されます。

- 対象児童／保育園で保育が可能な原則1歳以上の児童
- 利用基準／家庭において一時的に育児が困難な場合（保護者の疾病・入院、育児疲れ解消など理由は問いません）
- 利用日数／月に最大7日間
- 保育料／利用する児童と生計同一とする父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の前年度市町村民税、

- 実施施設／常設保育園5カ所とひしのみ保育園
- 受付期間／2月1日(月)～22日(月)
- ※申請は随時受け付けています。
- 受付場所／役場住民課社会福祉係、各公民館、各常設保育園・ひしのみ保育園
- 問い合わせ／役場住民課社会福祉係（1階②番窓口 ☎485-2111内線122）

口座振替で前納するとおトクです!

●● 国民年金保険料 ●●

保険料の納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」すると割引があります。

○国民年金保険料を一括して前納すると？
（平成21年度の例）

- 現金納付（納付書）・クレジットカードでは3,120円、口座振替では3,690円の割引となります。
- ※口座振替による前納は2月末までに申し込みください。
- 申し込み・問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階④窓口 ☎485-2111内線129）、釧路年金事務所（☎0154-22-5810）

訪問調査

地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問し、心身の状態や日常生活などを聞き取り調査します。
※認定後の更新認定調査は担当ケアマネージャーが実施します。

基本調査74項目

不公平感がないよう、全国共通の調査票で行われます。

特記事項

調査員が聞き取りしていく中で、基本調査74項目に盛り込めない事項があれば、特記事項として記載します。

主治医の意見書

かかりつけ医が、介護が必要な原因である傷病などについて意見書を作成します。

一次判定

コンピューターに基本調査の結果を入力し、全国共通基準の判定を行います。

二次判定

保健、医療、福祉の専門家で構成される介護認定審査会が総合的に審査・判定します。

- 一次判定の結果
- 特記事項の内容
- 主治医の意見書

上記をもとに介護認定審査会が要介護度（どれくらい介護が必要か）や心身の状態が改善されるかどうかを審査・判定します。

判定

認定結果

非該当

介護予防事業への参加

- 筋力向上・転倒予防教室
- 栄養改善相談
- 閉じこもり予防・支援
- 認知症予防・支援
- うつ予防・支援
- 町ヘルパーの利用など

要支援

介護予防サービスの利用

- 家庭を訪問するサービス⇒訪問介護、訪問看護など
- 日帰りで施設に通うサービス⇒通所介護、通所リハビリテーションなど
- 施設に短期入所するサービス⇒短期入所生活介護など
- ※要支援と要介護では、メニューが同じでも目的が違うため内容が異なります。

要介護

介護在宅サービスの利用

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

施設サービス